

比治山大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

比治山大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、比治山大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神をもとに具体的かつ明確に示され、簡潔に文章化されている。

大学の使命・目的を踏まえ、「文化の多面性の重視」「基礎的人間力の育成」及び「地域との共生」を大学の個性・特色とするとともに、大学が目指す方向や行動目標等を定めている6年間の「中期総合プラン」を策定し、同プランを踏まえた教育目標等の設定及びその達成に向けた事業計画等が企画・実施されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、大学全体としては概ね収容定員を満たしている。

教育課程については、教育目的等を踏まえたカリキュラムポリシーを明確にし、共通教育と専門教育が体系的に編成されている。

教授方法の工夫・改善を全学的体制で取組み、「授業改善学生モニター」制度による授業改善や、学生の主体的学びを推進するためのアクティブ・ラーニング型授業の導入、学生情報システム「Hi!way」を活用した学修成果の可視化など、教育方法の改善等が行われている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の使命・目的等の達成に向けて、寄附行為や関係諸規則に基づき、適正な管理・運営が行われるとともに、「中期総合プラン」に即して毎年度の予算編成、事業計画等が策定されている。

理事長、学長、校長等で構成する「経営戦略会議」を設置し、理事会における付議事項等について基本方針を事前協議するなど、機動的・戦略的な意思決定ができる体制が構築されている。

また、大学の使命・目的に沿った大学改革に必要な諸施策を企画立案する「運営戦略本部」、教育研究に関する全学的調整等を行う「大学教育研究協議会」を設置するなど、大学の意思決定組織を整備し、権限と責任を明確にしている。

財務については、安定した状況で推移し、会計処理等も適正に実施されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

学長を本部長とする運営戦略本部のもとに、評価委員会が設置され適切な体制が構築されている。同体制のもと、毎年、自己点検・評価が行われ教育研究活動の向上を図っている。また、現状把握のため、IR(Institutional Research)機能を活用し多角的視点からデー

タ分析等を行っている。

なお、事業計画等の作成に当たっては、自己点検・評価結果を随時反映させるなど、PDCAサイクルの仕組みが確立され、適切に機能している。

総じて、建学の精神に基づいて使命・目的を明確にするとともに、具体的な教育目的に沿った三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を明確にし、教育研究活動が展開されている。学修と教授の取組みについては、アクティブ・ラーニング型授業の導入、学修成果の可視化など、さまざまな教授方法の工夫・改善が行われている。また、経営・管理と財務については、適切な仕組みのもと運営がなされ、毎年実施の自己点検・評価結果が運営に反映されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、建学の精神・理念「悠久不滅の生命の理想に向かって精進する」をもとに、その使命・目的を学則上に明確に定め、公表している。また、学部・学科ごとの教育目的についても学則上に定め、これを公表している。

ホームページや学生手帳「HIJIYAMA 手帳」等に建学の精神・理念を掲載し、解釈文も載せるなど工夫がなされている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的等を踏まえ、「文化の多面性の重視」「基礎的人間力の育成」及び「地域との共生」を個性・特色として打出し、カリキュラムにも反映させている。大学の使命・目的は学校教育法第 83 条で定める大学の目的に適合している。

社会情勢の変化等に対応し、適宜、教育目的の見直し、学士課程教育の改革のための改組・再編、新たな教育研究分野の開設等が行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的に基づき、平成 28(2016)年度を終期とする 6 年間の「中期総合プラン」を策定し、大学の将来像を明らかにするとともに、同プランを踏まえた各学部等の教育目標及び三つの方針が設定され、その達成に向けて学長、副学長、学部長等で構成する「運営戦略本部」において、年間事業計画等が策定されている。同プランについては全教職員に対し説明が行われ、理解が得られている。

使命・目的及び教育目的については、学生便覧、ホームページ等で周知している。加えて、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、各学部・学科・研究科に定められ、学生募集要項やホームページ等で周知され、それに対応した入試が行われている。

AO 入試の体験授業型では、大学の授業を受講させ、そのまとめをもとに面接を実施している。また、推薦入試では面接、学力試験では試験科目の内容を工夫するなどアドミッションポリシーに沿った入学試験方法を策定している。

大学全体として概ね収容定員を満たしており、「入試委員会」を中心に、アドミッションポリシーに基づいた入試制度の見直しを行うなどの努力がなされている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づく教育目的を踏まえ、共通教育及び専門教育においてカリキュラムポリシーを明確に策定しており、これに基づいて教育課程を体系的に編成し、学生便覧、ホームページ等で学内外に周知している。

「授業改善学生モニター」制度を用い、学生の声を授業改善に反映させ、教員研修会や授業公開制度により授業改善を図っている。特に、教授方法の改善・工夫を積極的に進め、アクティブ・ラーニング型授業の導入や、学修成果の可視化に取組み、成果を挙げている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生の学修支援及び授業支援については、教員と職員の協働により行われている。各種資料の作成、免許・資格の説明会、学生情報システムの管理等、支援の充実に努めている。また、チューター制度を用いた退学防止等きめ細かい学生指導ができるように配慮している。

演習・実験・実技等の科目においては TA・SA(Student Assistant)を活用し、教員の教育活動を支援する体制が整えられ、専任・兼任を問わず全教員がオフィスアワーを設定し、学生への学修支援ができる体制を全学的に整備している。「学生による授業に関するアンケート調査」「授業改善学生モニター」制度を用い学生と教職員との意見交換会を継続的に実施するなど、授業改善を促す材料としている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位の認定及び試験・学修の評価基準等については、学則等諸規則で適正に定められ、単位制度の実質化を図る観点から、各セメスターにおける履修登録単位数の上限を定めている。また、他大学等や大学以外の教育機関で修得した単位及び入学前に修得した単位は、単位認定の規則により、厳正に認定する体制を整えている。

進級及び卒業・修了認定に関しては、学年終了時における最低修得単位数を設定しており、学則等に基準を明確に示し、適正に運用している。また、学生は学生情報システム「Hi!way」を利用し、履修情報を確認できるよう工夫している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

社会的・職業的自立に関する指導の中心的役割を担うキャリアセンターを設置し、きめ細かい学生への情報提供や相談等に応じ、学生一人ひとりの活動状況を把握し、各学科と情報交換を行っている。また、共通教育である「比治山ベーシック科目」の中に「キャリアデザイン」「キャリアデザイン演習」等の授業科目を開設し、キャリア形成に関して専任教員により体系的な教育を実施している。また、インターンシップについては、「広島県インターンシップ促進協議会」との連携も含め、企業・公共団体等において実施されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発のため、教学委員会を中心として全学的に取り組む、教育内容・方法及び学修指導等の改善が図られている。

「学生による授業に関するアンケート調査」「卒業生対象アンケート調査」「共通教育に関するアンケート調査」等の結果は、教職員が情報共有し、教育内容・方法及び学修指導等の改善のために活用している。また、「授業改善学生モニター」制度を導入し、意見交換会を年2回開催して、学生からの意見・要望を集約の上、学科や関係部署で問題点や対応を検討した結果を学生にフィードバックしている。

平成 27(2015)年度後期から学生情報システム「Hi!way」の中に学生自身が学修活動のPDCA サイクルを展開できるシステムを構築し、学修成果の可視化に向けた工夫が行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会、学生支援室、チューター制度、「ウエルネスセンター」等、学生サービスのための組織を設置し、きめ細かい支援を行っている。チューターの職務について詳細に規定し、チューターを中心に、学修や学生生活全般について学生の意見や要望を把握し、情報共有を図り活用している。また、「ウエルネスセンター」での看護師による健康相談、生活相談、学生相談室での臨床心理士による心理相談等、学生に対する健康相談、心的支援等が行われている。

学生生活の安定のため、「比治山学園国信玉三奨学金」をはじめとする大学独自の奨学金制度や状況に応じた学生生徒等納付金の減免措置を設け、経済的支援を積極的に行っている。

「比治山大学学生チャレンジ制度」を導入し、大学として学生の企画に対する活動を支援している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準に基づき、適切な教員の確保と配置がなされている。なお、平成 26(2014)

年度開設の健康栄養学部については、今後、教員採用計画に基づき教員を採用する予定となっている。

教員選考規程に基づき、教員の採用、昇任等が行われ、採用については原則として公募により行われている。

「中期総合プラン」において、「全学的 FD 及び学科単位 FD を計画的・継続的に実施し教員の教育実践力の向上を図る」を目標に掲げ、毎年度、評価委員会主催による全学研修会を実施するなど、FD 活動が計画的・継続的に行われている。

教学委員会において、共通教育の教養科目について、教育課程の編成や科目構成、科目担当教員の検証を行っている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学設置基準上必要な校地、校舎面積を満たし、講義室・実習室、図書館、体育施設等の教育環境が整備されている。また、バリアフリー対策も行われている。図書館にはラーニング・コモンズを整備するなどして利用者数の増加を図っている。

少人数クラス編制によるきめ細かい教育指導を基本としつつ、科目の特性によって1クラス当たりの受講者数を定めるなど、適切な管理がなされている。

平成 27(2015)年度中に耐震補強・改築計画を策定し、施設・設備の安全性の向上に向け取り掛かっている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、経営の基本方針として法令等を遵守することを明記するとともに、法令等の趣旨に沿った組織編制や諸規則を整備している。また、「中期総合プラン」を策定し、大学が目指す方向や行動目標、具体的施策を定め、「中期総合プラン」に則して毎年度の予算編成、事業計画等を継続的に策定している。

寄附行為、学則等諸規則は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に基づき作成され、教職員はこれら諸規則、関係法令を遵守している。人権委員会を設置し、ハラスメントに関する規程の整備、ハラスメント相談室の設置など人権に配慮している。

また、危機管理マニュアル等に従い防災・警備体制を整え、防火・防災訓練を実施し安全に配慮している。「財務情報等の公開に関する取扱規程」「教育情報公開に関する取扱要綱」を定め、適切に教育情報及び財務情報をホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事長、専務理事、学長、校長等で構成される「経営戦略会議」を設置し、理事会における付議事項等について基本方針を事前審議するなど、機動的・戦略的な意思決定ができる体制を構築している。

寄附行為に基づき理事は選任され、意思決定機関である理事会としての責任を負っている。また、理事会は年間計画に基づき平成 26(2014)年度は年 7 回開催、理事の出席状況も適切である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学校教育法の一部改正の趣旨に基づき、学則の改正及び新たな規則等を整備し、教授会及び全学教授会の役割を明確に定めている。また、大学の使命・目的に沿った大学改革に必要な諸施策を企画立案する「運営戦略本部」、教育研究に関する事項について全学的な調整を行う「大学教育研究協議会」を設置するなど、大学の意思決定組織を整備し、権限と

責任の明確性及び機能性を発揮している。

学長は、「運営戦略本部」の本部長として、「中期総合プラン」の策定、緊急課題に対する諸施策の企画立案などにおいて適切なリーダーシップを発揮している。また、学長のリーダーシップを適切に発揮できるよう副学長、学長補佐を設置し、学長を補佐する体制を整えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

「運営戦略本部」において大学の経営や教学に関する重要事項の協議を行い、「経営戦略会議」を経て理事会に提案するなど、法人と大学の各管理機関が相互にチェックする体制を整備し、適切に機能している。また、評議員会は、年に 3・4 回開催され評議員の出席率も良く、寄附行為に基づき予算の審議等を適切に行っている。

監査室を設置し、監事 2 人のうち 1 人を常務監事として監査執行体制を整え、監事機能の強化を図っている。また、監事は理事会・評議員会に毎回出席し、法人の業務や財産の状況を把握し必要に応じて意見を述べている。

理事長は理事会を招集し議長を務め、業務運営と経営基盤の強化にリーダーシップを発揮している。また、学長は大学運営に関して、教職員、教授会、各種委員会等からの意見を踏まえ、「経営戦略会議」、理事会に提案するなど、リーダーシップを発揮している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人事務局処務規程、文書事務取扱規程、決裁規程により、法人事務局及び大学事務局の事務処理、決裁手続きを規定し、権限と責任を明確にしている。また、事務等組織規程により、法人事務局、監査室、学長室及び大学事務局を編制し、専任の職員をそれぞれの

部署に配置するとともに、各種委員会には、職員も委員として加わり教員と職員の協働による業務の効率的な執行を可能とする体制を整備している。

事務職員研修要項、事務職員の自己啓発研修費補助に関する内規、人事考課実施要項等を定め、職員研修会、職員研修発表会を行うとともに、人事考課制度の導入、業務改善等につなげる「Staff Handbook」の共有化など、組織の活性化、個人の資質向上のための機会を用意している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人全体の帰属収支差額は過去 5 年間継続して黒字傾向にあり、財政基盤は安定した状況で推移している。平成 28(2016)年度以降、新たな中期計画の策定が予定されており、財務運営は適切である。

大学の入学者数はこの 5 年間着実に増加する等、学生生徒等納付金収入の増加が収支均衡に寄与している。また、外部資金の導入については、科学研究費助成事業を中心とした資金調達が堅調に行われている。管理経費削減を中心とした今後の課題を掲げる等、経費支出削減に向けた目標が明確である。資産について、減価償却引当特定資産を積立てる等、特定資産と十分な流動資産を保持しており、今後の法人運営も堅実に推移していくことが見込まれる。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理の実施について、学校法人会計基準にのっとり適正に会計処理が行われている。予算の執行は、各部署に予算管理者を配置し、予算執行システムを駆使して執行状況を適切に確認している。また、予算外支出についても財務担当理事に申請して、予備費を超える支出については理事会にて補正予算審議を行う等、厳格に予算管理がなされている。

会計監査の体制整備と実施について、公認会計士 6 人体制で年間 16 回の監査を実施する等、適正かつ厳格な会計監査が行われている。また、内部監査についても、常務監事と監査室長を含む 3 人体制で年 2 回実施する等、内部監査の充実に努めている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価について、日本高等教育評価機構の基準に沿った自己点検・評価を実施するなど、大学の使命・目的に即して自己点検・評価を行い、大学の教育・研究活動の向上を図っている。

自己点検・評価体制の適切性について、学長を本部長とする「運営戦略本部」を設置し、その下に評価委員会を置くなど、適切な体制が築かれている。

自己点検・評価の周期等の適切性について、平成 6(1994)年度開学以来、毎年自己点検・評価を実施するなど、自己点検・評価の周期等は適切である。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

担当者が執筆した報告書案を、「学長室」で集約し、「運営戦略本部会議」、教授会を経て学長が判断する等、エビデンスを重視した自己点検・評価が行われている。

また、各担当部署が継続した調査を行いデータ収集する等、法人の現状把握のための努力が十分行われている。平成 21(2009)年度から IR 活動を継続し、調査・データ収集と分析が行われている。

自己点検・評価の結果は、情報公開規程に基づきホームページで学内外に広く公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価及び評価委員会において、根拠となる学則等の確認、当該年度の取組み設定、取組みの進捗状況の確認と課題抽出、次年度に向けた課題と取組み設定という流れを慣例化して、常に改善に取り組んでいる。また、平成 27(2015)年度事業計画及び平成 28(2016)年度から実施する次期中期計画の作成に当たっては、毎年実施する自己点検・評価の結果を随時反映させている。これらの事から PDCA サイクルの仕組みは確立し、かつ適切に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 大学が持っている資源の地域への貢献

- A-1-① 地域貢献に関する方針の明確化とその支援体制
- A-1-② 人的資源の地域への提供
- A-1-③ 物的資源の地域への提供
- A-1-④ 連携事業

【概評】

大学のミッションとして地域社会の発展への貢献をうたっている。平成 26(2014)年 7 月に「地域連携センター」を設置し、地域貢献活動を組織的に展開している。大学は広島県内からの入学生が 8 割程度を占め、多くの学生が県内企業等に就職するなど、地域とのつながりを強め、地域社会との良好な協力関係を築いている。

学科・ゼミ等の地域との連携活動、学生ボランティア活動、生涯学習センターによる公開講座の実施、一般社団法人教育ネットワーク中国における高大連携事業・単位互換事業への参加、中学生・高校生対象の公開授業の実施、高校への出前授業・出張講義、教員免許状更新講習の実施など、大学が所有する人的資源を積極的に地域へ提供し活動している。

心理相談センター活動、図書館の学外への開放など、物的資源の地域への提供が行われている。

牛田公民館、広島市東区役所との連携によるまちづくりの推進、教育、文化、スポーツの振興及び健康づくりの推進、人材育成などの連携事業の実施、呉市立美術館との相互協力協定書による事業連携の実施、健康栄養学部を中心とした地産地消推進のための地元 JA、地元企業との連携事業等が推進され、地域社会との密接な関係を保つ上での重要な役割を果たしている。

